

「人工島事業の理解のために」の疑問等への回答



8項目 前回の確認

6項目 市の財政② 事業を行なうことでの負担

10項目 事業の中身(市の役割)① コンセプト

10項目 事業の中身(市の役割)② 土地利用計画

14項目 その他

8項目 前回の確認

| 番号 | 疑問点等 | 回 答 | 参考資料 |
|-----------|--|---|------|
| 前回 確認1 | 市の財政(公債費)と東部海浜のインフラ整備91億円との関係、見通しを教えてください。 | インフラ整備事業については、市の財政状況に応じて計画的・段階的に整備を図ります。また、できるだけ補助事業を導入することにより市の負担軽減に努める考えであります。 | |
| 前回 確認2 | No50「ターゲットは何か、誰か」に関して、「所得階層」「年齢」「性別」「どこに住んでいるか」「社会的特性は」などを明確にして説明しないとけない。細かな分類で説明すること。これら所得層が沖縄に〇%いて、その人達にどう訴求するか(メディア戦略も含めて)を示すように。 | ターゲットを詳細に検討した資料はありませんが、今後具体的に検討していきたいと考えております。 | |
| 前回 確認3 | No58回答の土地需要確認は「誰に」「いつ」「どのような内容」をやったのかまで説明しないと行けない。 | 具体的な作業としては、現計画は平成7年までの実績に基づいて、需要予測が立てられているが、確認作業においては、H8～H12の最近のデータも勘案して需要予測を点検しました。また、平成13年度当時に審議中だった県観光振興基本計画(案)等の関連施策の最新情報も参考に、事業の必要性を確認しました。 ※資料配付(中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について) | 1 |
| 前回 確認4 | 自主財源の内、企業からの税収はいくらか。 | 平成17年度の沖縄市内法人市民税は約8億円です。 | |
| 前回 確認5 | No11回答の企業立地促進条例について、どうい企業を誘致したいのかを明確にすること。特性を踏まえた誘致施策、ターゲット企業がどういう条件だと立地するのかまで探らないと誘致活動は難しい。 | 企業誘致促進条例については、マリンシティー泡瀬に誘致予定のホテルや観光商業施設等について、企業や東部海浜開発事業に関する企業誘致懇話会等の意見も踏まえながら今後検討していきたいと考えております。 | |
| 前回 確認6 | 沖縄市への観光客数91万人は実感が無い。根拠を示して欲しい。納得できる資料をお願いしたい。観光客がどれだけ金を落としているか、経済効果がどれだけあるか。という資料もあれば分かりやすい。市内の商店街等にいくら金を落としているか示して欲しい。 | 観光客数91万人というのは、県が空港内でアンケート調査をした結果から求めており、沖縄市周辺の観光客数も含まれるということです。 参考:515万人(H14観光客数)×76.3%(沖縄本島を訪れた県外客の割合)×23.2%(那覇市周辺を訪れた県外客が沖縄市周辺を訪れた割合)=約91万人 ※資料配付(ホテル宿泊客数と経済効果、市内観光施設入込み状況) | 2 |
| 前回 確認7 | No57,62の企業誘致・ホテル誘致について、東部海浜について企業の考え方(評価?)はどうなっているか。企業が東部海浜をどう見ているのか?観光客や観光業界がどうみているのか教えて欲しい。 | 企業の評価については、別添資料のとおりです。観光客や観光業界が東部海浜開発事業をどうみているのかについての資料はございません。 ※資料配付(沖縄市東部海浜開発に関する企業需要動向調査報告書) | 3 |
| 前回 確認8 | 新港地区整備前後の失業率について、整備により本来は失業率が改善されるはずなのに逆になっている。どういう分析をして、どう考えているのか。 | 新港地区と失業率の関係について分析は行っておりません。 | |

6項目 市の財政②事業を行うことでの負担

| 番号 | 疑問点等 | 回 答 | 参考資料 |
|----|---|--|------|
| 64 | どれくらい縮減されたのか？インフラ整備が91億円というの は多いのか少ないのか。 | <p>現在、国の直轄事業により埋立工事が行われていますが、埋立造成完了後における港湾施設等の用地については、国有財産のまま無償で利用することが可能であります。よって、これら用地の整備に係る費用が縮減されることとなります。これを面積比で算出すると308億円*(47ha/175ha)≒約83億円となります。また、その他の用地については、県や市で整備した場合は起債事業(借入金)で整備することとなります。このため、埋立事業開始時点から完了後の用地売却時(借入金返済時)まで利息がかかることとなります。現在の事業方法では、県や市が起債事業により整備する方法に比べ、これら借入期間が削減されることとなり、その分利息が軽減されます。インフラ整備費91億円については、一般的な単価に、上下水道や道路の延長を乗じて算出されております。</p> | |
| 69 | 県や市の財政への影響について、抽象的な記述になっている 為、根拠が不十分で納得性に欠けるのではないか。 | | |
| 65 | ランニングコストとして海浜公園と人工ビーチの環境等を維持 するために管理事務所を置くことが必要となり、維持管理 への新たな税負担が発生するのではないか。 | <p>○人工海浜の整備に関しては、県が実施します。運営については、指定管理者制度を予定しております。 ○指定管理者制度(H14)以前に市として試算したものはありますが、改めて指定管理者(あざまサンビーチ等)による事例を踏まえた収支計画の検討が必要だと考えております。 ○生涯学習センターについては、「生涯学習のまちづくりモデル市町村事業」の指定を受け、「沖縄市生涯学習のまちづくり推進本部」を設置し、市民の生涯にわたる多様な学習の機会や条件整備を進めております。また、交流施設については、市の総合計画において、「国際交流プラザ計画(仮称)」が位置づけられており、必要性を認識しており、具体的な計画については今後検討していくこととしております。</p> | |
| 66 | 土地造成の財政負担は少ないと理解したが、むしろ、できて 後の維持管理を含めた収支計画が重要であるが試算書は あるのか？あれば開示して欲しい。教育、研究施設は税金 で支えるものであり市民、県民に新たな負担を負わせること になる。 | | |
| 75 | 市が管理するとしている土地利用(ビーチや公園等)が多い が、財政的に大丈夫なのか？ | | |
| 70 | 土地の購入について、必要のごとに購入して売却するスキ ームになっているが、売れない土地は県の負担になるとの 理解でよいのか。その場合、県の財政に影響を与える事 になるのではないか。 | <p>処分の目処が立たない土地については国が保有したままとなります。</p> | |

10項目 事業の中身(市の役割)①コンセプト

| 番号 | 疑問点等 | 回 答 | 参考資料 |
|-----|--|---|--------|
| 2 | この事業が、起爆剤となるのか。人工ビーチで東海岸という条件で観光客がくるのか、リピーターとなるのか、また、人工ビーチで砂を入れていくことで環境を保全することが出来るのか、それを継続できるのか。この起爆剤が大きな意味を持つ。計画が活性化の起爆剤になるとしている理由を示した具体的な資料を出していただきたい。 | ※資料配付(沖縄市東部海浜開発に伴う社会経済波及効果測定調査報告書、沖縄県主要水浴場の調査地点) 資料配付済(埋立必要理由書p1-134~135) | 4 5 |
| 3 | 平成7年から12年間計画が変わっていない。市民の目線で見た場合、「浚渫した土砂を埋めるために事業があって、本島中部圏東海岸域の振興・活性化の起爆剤というのは後付けではないか」と思っている人が多いのでは。 | 第1回検討会議において説明したとおり、沖縄市はコザ市と美里村の合併当初から中城湾の開発を描いていました。そのような状況のもと平成7年までは開発計画策定と中城湾港の港湾管理者である沖縄県の港湾計画に位置づけるために、土地利用や人工島の形状等について検討を行って参りました。平成8年以降は事業実施に伴う公有水面埋立手続きを進め平成12年に埋立承認・免許を取得しました。その後は、平成14年に現地工事着手を行い、現在は整備が進められているところであります。 | |
| 4 | 海洋性レクリエーション活動の拠点としているが、東部海浜埋立地区に作ることの優位性と必要性があるとする理由を示した資料を出していただきたい。 | ※資料配付済(埋立必要理由書p1-13) | |
| 5 | 埠頭を建設し、国内外の観光クルーズ船を就航させるとしているが、新港地区でも良いのではないか。新港は駄目で泡瀬埋立地区に作る理由を明らかにしていただきたい。泡瀬埋立地区に作る埠頭にクルーズ船を就航させる企業はあるのか。 | クルーズ船に限らず、観光一般において最初に降り立つ場所(玄関口)の印象は重要であります。新港地区は物流ゾーンや工場等が立地しているなど、県外・外国からのクルーズ客を迎え入れるには景観的にも安全性の面においても懸念されます。これより、国際交流リゾート拠点形成のための海の玄関口として泡瀬地区に客船ふ頭を整備するものであります。また、本地区を基地港にしてクルーズを展開する船社の見通しはありませんが、多くの国内港湾のクルーズ船のための施設は、不定期に寄港するクルーズ船に対応するためのものであり、寄港促進のための努力を行ってクルーズ船を誘致している状況です。これより、泡瀬地区においてもクルーズ船の寄港促進の取り組みを行っていきたいと考えております。 | |
| 6 | 物流中心の新港や工業団地の近くにある埋立地に観光客は魅力を感じるのか？ | 新港地区とは一定の距離があること、また新港地区に背を向けるような配置であること、さらに間に泡瀬半島があることから影響は無いものと考えております。また、沖縄市において、魅力を高めていくことが重要だと考えております。 ※現地視察にて意見なし | |
| 46 | 海岸線を観光資源とするのは分かるが、単にレクリエーションの場や見るだけの観光ではなく、地域にお金が落ちなくては意味がない。海を生かしたショッピングモールのコンセプトも重要であると思うが具体的なイメージはあるのか？ | 現計画においても、海浜公園及び客船ふ頭の隣接地に海の雰囲気を楽しめるショッピング・飲食ゾーンとして臨海商業施設を計画しております。今後、具体的な施設について市民意見や企業等の意見も参考にしながら検討していきたいと考えております。 ※埋立必要理由書(県)p1-53 | |
| 115 | 構想のものには賛成している。具体的な計画内容が成り立つプランなのか。 | 土地需要については、平成14年3月の土地需要確認作業結果において確認されております。なお、土地利用ができるまでには、埋立事業、インフラ等の基盤整備があり、期間を要することから、今後、市民意見や進出する企業の意見も計画に取り入れながら検討していきたいと考えております。 | |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 116 | 人工ビーチが起爆剤(事業の目玉)になるのかというのが大きな疑問。自然ビーチに比べて観光客を呼べるものになるのか、地元の人がターゲットというならまた別のやり方があるだろう。起爆剤になるために何が 필요한のか。 | 県内の海水浴場の利用者数は別紙のとおりです。マリンシティ泡瀬に整備される人工海浜は約800mの県内でも最大規模のロングビーチであり魅力があると考えております。※資料配付(沖縄県主要水浴場の調査地点) | 5 |
| 118 | 目玉がないまま人工ビーチを作って、それが市民の負担になっては困る。 | | |
| 117 | 成功するかしないかはコンセプトを持っているかいないか。事業のコンセプトが明快でない。 | ※資料配付(中城湾港泡瀬地区開発事業の概要) ※資料配付済(埋立必要理由書p1-38~39) | 6 |

10項目 事業の中身(市の役割)② 土地利用計画

| 番号 | 疑問点等 | 回 答 | 参考資料 |
|----|---|---|------|
| 39 | 集客の受け皿になるとする資料を出していただきたい。 | ※資料配布済(埋立必要理由書) | |
| 51 | 東部海浜事業計画に賑わいのあるチャンブルーヴィレッジを計画しているが、誰が作るのか。 | チャンブルーヴィレッジについては、民間企業を誘致する予定であり、施設整備については民間事業者が整備することになります。 ※資料配付済(チャンブルーヴィレッジ計画に関わる企業導入可能性調査報告書) | |
| 52 | 県と市が実施した土地需要確認作業とはどういった方法か、またそのデータが見たい。他の埋立地も勘案しているのか？第一区域相当分を上回る需要があるとの見通しは甘くないか？見通しの根拠が不十分ではないか。現計画規模に見合う土地需要が顕在化していくと想定される根拠はどのようになっているのか。 | ○土地需要については、平成14年3月に県と市において現土地利用計画について、公有水面埋立照書作成時点以降の実績や各種地域振興策の検討状況等を考慮して、土地利用用途別の妥当性の確認作業を行っております。また、他市町村の状況についても勘案しております。 ○今後、最新のデータを用いて再確認が必要だと考えております。 ○リスクアセスメントについては、実施しておりません。 ○具体的な作業としては、現計画は平成7年までの実績に基づいて、需要予測が立てられているが、確認作業においては、H8~H12の最新のデータも勘案して需要予測を点検した。また、平成13年度当時に審議中だった県観光振興基本計画(案)等の関連施策の最新情報も参考に、事業の必要性を確認しました。 ※資料配付(中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について) | 1 |
| 53 | 確認作業は今後も随時行うとあるが最新のデータも合わせて見たい。 | | |
| 54 | 見通しを誤った時のリスクアセスメントは行ったか？ | | |
| 55 | 年間宿泊需要を56万人と見込んでいる予測の根拠が不十分ではないか？ | ※資料配布済(埋立必要理由書p1-21~23) | |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 56 | 宿泊需要の推計値の基礎データが1992年時点での調査報告との指標は本当なのか？ | 中部地域への将来入域観光客数の配分については、1992年の重点整備地区整備計画報告書を参考にしております。 ※資料配付済(埋立必要理由書p1-21～23) | |
| 72 | 陸域へのアクセスが2箇所となっているが、埋め立て地内から発生する交通需要に対応できるのか。 | 交通処理については、交通量の予測・配分を行った上で道路2本を決定しております。 ※資料配付済(埋立必要理由書p1-120～128) | |
| 73 | 住宅地が計画されているが、災害時の対策はなされているのか。 | 沖縄市においては、沖縄市防災会議条例があり、「沖縄市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること」とされております。 | |
| 74 | 『みなとまちづくり懇談会』での意見の集約・反映の状況。みなとまち懇談会で出されたアイデアはどの様に活かされているのか。 | 平成14年にみなとまちづくり意見交換会、平成15～17年度までみなとまちづくり懇談会をして参りました。そこでは、行政主導ではなく、市民や学識経験者によって新たな土地利用のゾーニングが示されており、沖縄市に報告がありました。今後も市民意見等を聴取しながら計画に反映できるように検討したいと考えております。 | |

14項目 その他

| 番号 | 疑問点等 | 回 答 | 参考資料 |
|----|-----------------------------------|--|------|
| 3 | 3者のなかでどこが中心で進めた資料なのか？うるま市の関与や姿勢は？ | 3者が責任を持って進めました。うるま市はこの資料の作成には関与していませんが、航路浚渫の要請等を出しております。 ※資料配付(中城湾港開発推進協議会会則) | 7 |
| 13 | 「労働供給の圧力が高まる」のはなぜか？ | 人口増に加え、基地の縮小、公共事業の減などさまざまな要因が考えられます。 | |

| | | |
|-----|---|--|
| 14 | 「観光を中心とする産業が雇用吸収源」となるのはなぜか？ | 観光は沖縄県におけるリーディング産業であり、今後も観光客は増加すると推計されております。沖縄市において観光客を受け持つことにより、新たな観光産業の雇用が創出されると考えております。 |
| 15 | 新たな雇用について具体的な推計値はどうか？ | 泡瀬地区の計画実現による就業者数は約5,700人が見込まれており、新たな雇用の場の確保は極めて重要な課題と考えております。 ※資料配付済(埋立必要理由書) |
| 17 | 大型の船舶が入ることで環境への影響が考えられる。その議論がされているのか。 | そういった議論は行っておりません。 |
| 41 | 人口当たりの宿泊施設数比較の意味は？宿泊客は市内の人ではないはず。 | 地域交流ポテンシャルの参考指標として掲載しております。 |
| 44 | 「海を生かすための海岸線が非常に少ない」とのことはよく理解できるが、観光客や沖縄市住民が、「人工海岸」を求めているかどうかの情報はあるのか？ | 沖縄市においては、自然海岸がほとんどなく、H5市民アンケートにおいても親水性のある海岸が求められています。 ※資料配付済(東部海浜開発に係る市民アンケートの結果と分析p17) |
| 84 | 仮に市長から埋立の中止が下された場合、ストップできるのか？ | 市の役割は土地利用であり、土砂処分と港湾整備については国と県の役割です。 |
| 85 | 中止した場合、復元に要するコストは市が負担するのか？ | |
| 86 | 分からないままに進めることが問題。客観的な事実をしっかりと示すべきで、環境については対処療法をやっているようにしか見えない。 | 環境保全措置については、環境影響評価書に基づき環境監視委員会や環境保全・創造検討委員会等において専門家等の指導・助言を受けながら行っていると認識しております。 |
| 94 | 海に親しむとか保全とか行っているが、本気で考えているかどうか分からない。あと付けのような感じを受ける。 | |
| 103 | 「レッドデータおきなわ」とは？ | 沖縄県が発行している、絶滅の恐れがあるものをまとめたものです。 ※資料配付 |
| 119 | 環境への配慮でのデータに比べ、事業の意義や土地利用で扱われるデータは、内容的に貧弱に思える(人口統計資料や県の一般的な資料に基づいたものがほとんどである。シュミレーションなどは行われていないのか？この手の事業はそういうものなのか？) | 本埋立事業については、平成7年の「中城湾港港湾計画」(沖縄県地方港湾審議会、旧運輸省中央港湾審議会)、平成12年の「公有水面埋立承認・免許」など法的手続きを踏まえて事業に着手しております。 |
| 120 | 本資料は、環境に関して、「泡瀬干潟の持つ価値や生息する生物についての客観的記述、学術団体(学会など)からの意見書(要望書)などの公開、事業反対者の立場や独自の環境調査結果」、などがほとんど盛り込まれていないため、事業全体(事業が与える影響も含む)の理解を促す物にはなっていないと思われるが、そのように意図して作成されたものなのか？ | 「人工島事業の理解のために」については、事業をわかりやすく理解できるようにとの意図で作成しております。 なお、学術団体からの要請等については、別途事業者のHP、環境監視委員会等において公開しております。 |